



# 長野県は育児休業の取得を応援します！

## ～新たな奨励金・登録制度の概要～



令和 6 年 6 月 6 日先行スタート！

### 長野県パパママ育児実践企業登録制度

従業員の育休取得率や育休取得促進の取組状況等を公表する企業を「長野県パパママ育児実践企業」として登録し、登録内容を「ながのけん社員応援企業のさいと」で公表します。本制度により、育休を取得しやすい職場環境づくりを促進するとともに、従業員の育休取得に積極的に取り組む企業の認知度向上を図ります。

対象は、以下に該当する県内に本社又は事務所がある法人、個人事業主です。

- ・長野県「社員の子育て応援宣言」の登録をしていること
- ・従業員の育休取得促進に取り組んでいること又は登録後に取り組むこととしていること

※育児休業：育児・介護休業法第 2 条第 1 号ならびに、企業等が就業規則や労働協約で定める、子を養育するための休業をいいます。（育児目的休暇は含みません。）

奨励金制度は令和 6 年 7 月スタート！

	長野県パパ育児 応援奨励金	長野県パパ育児 公表奨励金
概要	男性従業員が 14 日以上育休を取得した中小企業等へ奨励金を支給します。（1 企業 3 回まで） ※令和 6 年 4 月 1 日以降に取得を開始した育休が対象です。	育休取得状況の公表等に取り組み、厚生労働省の両立支援等助成金の支給決定を受けた中小企業等へ奨励金を支給します。（1 企業 1 回限り）
対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県内に本社又は主たる事務所があること</li> <li>・長野県パパママ育児実践企業登録制度による登録を行い、3 期（3 年間）登録を継続する意思があること</li> <li>・育児・介護休業法に定める育休を取得しやすい職場環境整備を 2 つ以上実施していること</li> <li>・業務代替者の負担を抑える引継体制の整備をしていること</li> <li>・一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること 等</li> </ul> ※厚生労働省の両立支援等助成金「出生時両立支援コース（第 1 種）」と併給可。同助成金「育児休業等支援コース（育休取得時）」については、子の出生後 8 週間以内に育休を開始している場合に限り併給可。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県内に本社又は主たる事務所があること</li> <li>・長野県パパママ育児実践企業登録制度による登録を行い、3 期（3 年間）登録を継続する意思があること</li> <li>・令和 6 年 4 月 1 日以降に男性従業員が取得を開始した育休により、次のア、イのいずれかの支給決定を受けていること 等</li> </ul> ア 厚生労働省の両立支援等助成金「出生時両立支援コース（第 1 種）」及び情報公表加算 イ 厚生労働省の両立支援等助成金「育児休業等支援コース（育休取得時）」及び情報公表加算
金額	男性従業員の育休取得日数に応じて支給します。 ・14 日以上 28 日未満：10 万円（7 万 5 千円） ・28 日以上 3 か月未満：20 万円（15 万円） ・3 か月以上：30 万円（25 万円） ※申請が 2 回目以降の場合は、（ ）の金額となります。	3 万円
申請期限	男性従業員が職場復帰した日から 3 か月以内又は職場復帰日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日 ※職場復帰日が令和 6 年 4 月 15 日～同年 6 月 30 日までの場合の申請期限は、令和 6 年 9 月 30 日とします。	両立支援等助成金の支給決定を受けた日から 2 か月以内又は支給決定日が属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日 ※支給決定日が令和 6 年 4 月 1 日～同年 6 月 30 日までの場合の申請期限は、令和 6 年 8 月 31 日とします。

※奨励金制度は令和 6 年 6 月時点の情報となります。制度開始までに一部内容が変更となる可能性もございますのでご了承ください。

※奨励金の対象となる中小企業等とは、以下に該当する法人又は個人事業主です。

	資本金の額または出資の総額
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下
卸売業	1 億円以下
その他の業種	3 億円以下

又は

	常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
その他の業種	300人以下

【奨励金・制度全般に関するお問い合わせ先】  
 長野県産業労働部労働雇用課  
 〒380-0570 長野市大字南長野字幅下 692-2  
 TEL:026-235-7118 Mail:rodokoyo@pref.nagano.lg.jp

【登録制度に関するお問い合わせ先】  
 長野県パパママ育児実践企業登録制度事務局（イーキュア株式会社内）  
 〒390-0852 長野県松本市島立 830-11 パパママ登録係  
 TEL: 0120-640-234 Mail: papamama@ecure.co.jp